

保証制度のポイント

優良ランク保証Ⅱ(グッド3000)

1 保証対象者

小規模でも財務内容が健全な中小企業者であり、かつ申込金融機関が支援する先

2 資格要件

県内に本店を有し、保証対象業種に属する事業を営む会社及び医療法人であって、次の各号の要件を満たす方

- (1) 設立後3年以上同一事業を継続して営んでいること
- (2) 原則として申込金融機関と与信取引が1年以上あること
- (3) 次のすべてに該当する方

ココをチェック!!

優良ランク保証(バリュー5000)のミニ版として、小規模でも財務内容が健全な方を対象とします!

- ① 年商規模が1億円以上
- ② 直近の決算における中小企業信用リスク情報データベース(CRD)を活用した当協会の保証料率区分が第6区分以上(スコアリングが56点以上)であること

3 保証限度額

3,000万円

ココをチェック!!

優良ランク保証(バリュー5000)に該当する方は、本保証との併用により8,000万円の無担保融資枠が拡大されます!

4 資金使途

運転資金

ココをチェック!!

短期資金(手貸恒常資金)の利用も可能です!

5 保証期間

15年以内
ただし、一括返済の場合は1年以内

ココをチェック!!

超長期の15年保証が利用できます!

6 特別預託

本保証の実績に基づき、毎年金融機関店舗別に特別預託を実施します。

7 その他

- ※金融機関から当協会宛に、本商品の申込取扱いについて、所定の「事前照会書」による事前照会が必要です。
- ※当該申込人の経営にとって有益となる場合に限り、プロパー資金の旧債振替を認めています。

〈優良ランク保証Ⅱ(グッド3000)に係る事務処理フロー〉



- ①お客様に「グッド3000」の利用意思があるかどうかを確認します。
(※対象者は、会社及び医療法人のみです。)
- ②金融機関は、「事前照会書」を作成し、申込が可能かどうか等を信用保証協会に照会 (FAX、持込、郵送) します。
※「保証料率区分」の判定が必要となりますので、必ず事前に当協会までご照会ください。
※資格要件を必ずチェックしてください。
- ③信用保証協会から、申込の諾否、保証料率、保証条件等を回答 (FAX) します。
※金融機関のプロパー資金の「旧債振替」を伴う場合には、既存債権の確認資料 (取引明細書等) を同時に提出していただきます。なお、正式申込時に、下記申請書に原契約書 (写) を添付して提出してください。
- ④事前照会の回答を受けた金融機関は、「事前照会回答書 (写)」を添付のうえ、正式に信用保証協会に保証依頼を行います。
※照会回答から30日以内に保証申込がない場合は、回答は無効です。
- ⑤信用保証協会は、簡易審査により迅速な保証承諾に努めます。
- ⑥保証承諾を受けた金融機関から融資が実行されます。

【事前照会・回答書の様式】

This form is used for pre-application consultation. It includes sections for:

- 申請者情報 (Applicant Information)
- 保証料率区分 (Guarantee Fee Rate Division)
- 保証条件 (Guarantee Conditions)
- 申込内容 (Application Content)
- 審査結果 (Review Results)

This form is used to respond to the pre-application consultation. It includes sections for:

- 申込内容 (Application Content)
- 審査結果 (Review Results)
- 保証料率 (Guarantee Fee Rate)
- 保証条件 (Guarantee Conditions)

【旧債振替の申請書】

This form is used to apply for existing debt assignment. It includes sections for:

- 申請者情報 (Applicant Information)
- 申請理由 (Reason for Application)
- 債権情報 (Debt Information)
- 保証料率 (Guarantee Fee Rate)
- 保証条件 (Guarantee Conditions)

(注1) 手貸恒常資金としての利用も可能ですが、資格要件を欠くこととなった場合には「更新」は認められませんので、ご注意ください。なお、この場合には、完済するか一般保証等で分割返済へ借換 (または、条件変更手続き) する必要があります。

(注2) 「旧債振替」は、当該申込人にとって有益となる場合であって、当協会が特に認めた場合に限りま。